

最終改正:

改正内容:令和5年3月30日要綱第22号〔令和5年4月1日〕

○佐々町固定資産税課税保留事務取扱要綱

令和5年3月30日要綱第22号

佐々町固定資産税課税保留事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、固定資産税の納税義務者の死亡又は相続人の不明若しくは住所地及び生死が明らかでない等の事由により、新たに納税義務を引き継ぐ者が不明となっている固定資産税の課税保留の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）固定資産税 固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同じ。）に対し、その所有者に課する税をいう。

（2）課税保留 現に固定資産税が課されている固定資産について、その課税を一時的に保留することをいう。

（課税保留対象者の認定）

第3条 課税保留に該当するか否かの判断は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資料等により調査した上で行うものとする。

（1）不動産登記簿又は課税台帳に固定資産の所有者として登記又は登録されている個人が死亡し、相続人が不存在の場合。（相続財産管理人が選任されていない場合に限る。）

ア 相続関係図（被相続人の出生から死亡まで在籍した連続する戸籍謄本並びに被相続人の配偶者、直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡しているときは兄弟姉妹の子まで）の戸籍謄本等を添付）

イ 生存が確認できた相続人について、家庭裁判所が相続放棄を受理したことを証する相続放棄又は限定承認の申述の有無についての回答書

ウ 登記簿上所有権を有することを証する不動産登記簿又は課税台帳の写し

（2）破産手続終了又は清算終了により、商業登記簿上消滅したにもかかわらず換価できなかった等の理由により不動産登記簿又は課税台帳に固定資産税の所有者としてまだ登記又は登録されている消滅法人の場合。

ア 破産手続終了又は清算終了し、法人として消滅したことを証する閉鎖商業登記簿

イ 登記簿上所有権を有することを証する不動産登記簿又は課税台帳

（3）不動産登記簿又は課税台帳に固定資産の所有者として登記又は登録されているが、会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項の規定により解散の登記（みなし解散）がなされた法人の場合。ただし、換価不能な資産のみを所有している法人に限る。

ア 解散の登記がなされたことを証する閉鎖商業登記簿

イ 登記簿上所有権を有することを証する不動産登記簿又は課税台帳

ウ 資産が換価できない理由

エ 資産の状況が分かるもの（写真等）

（4）清算業務を結了していないが、倒産等により実体として消滅している法人の場合。ただし、換価不能な資産のみを所有する法人に限る。

ア 法人所在地に法人が存在しないことを証するもの

イ 登記簿上所有権を有することを証する不動産登記簿又は課税台帳

ウ 資産が換価できない理由

エ 資産の状況が分かるもの（写真等）

（5）宛先が不明で、資産が長期間放置された状態等のため調査手段がなく、住所地及び生死が明らかでない者の場合。ただし、換価不能な資産のみを所有する者に限る。

ア 宛先に納税義務者が存在しないことを証するもの

イ 登記簿上の住所地、宛先地及び資産所在地において、住民票、戸籍謄本等がないことを証するもの

ウ 登記簿上所有権を有することを証する不動産登記簿又は課税台帳

エ 資産が換価できない理由

オ 資産の状況が分かるもの（写真等）

2 共有物件については連帯納税義務があるため、原則としてその持ち分を課税保留することはできない。ただし、共有者全員が前項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（始期）

第4条 固定資産税の課税保留は、課税保留の決定の日の属する年度の翌年度からとする。ただし、賦課期日において前条第1項各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、課税保留の決定の日の属する年度からとする。

（調査及び決定）

第5条 町長は、課税保留に該当するか否か不明であり、調査すべきと判断されたものについては、固定資産税の課税保留に関する調書（別記様式）を作成し、課税保留の可否を決定するものとする。

（再調査等）

第6条 町長は、前条の規定により固定資産税の課税保留の決定をした納税義務者について、定期的に再調査するものとする。

2 町長は、前項の規定により再調査した結果、第3条第1項各号に掲げるものでないことが判明したときは、課税保留の決定を取り消し、課税するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

固定資産税の課税保留に関する調書

1 納税義務者等

|       |    |  |
|-------|----|--|
| 納税義務者 | 住所 |  |
|       | 氏名 |  |
| 登記名義人 | 住所 |  |
|       | 氏名 |  |

2 課税保留と認定する原因

|                          | 事 由         | 添付書類                                                                                                                                              |
|--------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | (1) 相続人の不存在 | <input type="checkbox"/> 相続関係図 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 相続放棄受理通知書 <input type="checkbox"/> その他                     |
| <input type="checkbox"/> | (2) 破産法人    | <input type="checkbox"/> 閉鎖商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> | (3) みなし解散法人 | <input type="checkbox"/> 閉鎖商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> | (4) 実体がない法人 | <input type="checkbox"/> 法人所在地に法人が存在しないことが確認できるもの <input type="checkbox"/> その他                                                                    |
| <input type="checkbox"/> | (5) 所在・生死不明 | <input type="checkbox"/> 宛先に納税義務者が居住又は存在しないことが確認できるもの<br><input type="checkbox"/> 登記簿上の住所地等に住民票・戸籍謄本がないことが確認できるもの<br><input type="checkbox"/> その他 |

3 処理方針（☐にチェックすること。）

次のとおり処理することが適当であると思われる。

- ☐（1）原因により、

年度以降について課税保留とする。
- ☐（2）その他（意見等を記載すること。）

4 課税保留の決定

当該固定資産は、佐々町固定資産税課税保留事務取扱要綱第3条第1項(1)～(5)のいずれかに該当すると認められるので、同要綱第5条の規定に基づき、

年度以降の課税を保留する。